

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 6 月 2 8 日
契 約 業 者 名	(株) 曙建設
契 約 業 者 の 住 所	新潟県長岡市干場 2 - 1 7 - 9
工 事 の 名 称	塩殿遊水地整備その 3 工事
工 事 場 所	新潟県小千谷市塩殿地先、真人町地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	【塩殿地区】 河川土工：掘削工7600m³、盛土工14900m³、法面整形工(ICT)6740m² 護岸基礎工：作業土工1式、基礎工159m² 法覆護岸工：コンクリートブロック工1928m²、護岸付属物工120.7m 植生工2380m² 仮設工：工事用道路工1式、水替工1式、防塵対策工1式、除雪工1式 【真人地区】 仮設工：仮取水工203m、仮畦畔設置工500m
工 期 (自)	令和 5 年 5 月 2 3 日
工 期 (至)	令和 6 年 6 月 2 8 日
変 更 前 の 契 約 金 額	3 0 6 , 7 6 8 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 4 3 , 3 4 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	3 5 0 , 1 0 8 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	○工事請負契約書第 1 8 条 (条件変更等) 第 5 項に基づく変更 - 掘削工、盛土工、法面整形工(ICT)、作業土工、基礎工、コンクリートブロック工、護岸付属物工、工事用道路工 現地精査に基づき数量を変更する。 ○工事請負契約書第 1 9 条 (設計図書の変更) に基づく変更 - コンクリートブロック工、護岸付属物工 修正設計の結果、川裏からの浸透水の揚圧力による川表側の護岸浮き上がり防止のため水抜き孔設置を増工した。 修正設計の結果、護岸面積が変更となったため数量を変更する。 - 仮取水工、仮畦畔設置工 真人遊水地事業において、事業進捗を図るため用地取得完了箇所において先行して用地境界部の整備を増工した。